

2011 年 12 月 6 日

定期金債権の消滅時効／部会資料 31 の二つの案の考察

部会幹事

山野目 章夫

〈目次〉

第 1 趣旨

第 2 各案の評価

第 3 甲案における訴訟上の攻撃防御の構造とその問題点

第 4 乙案における訴訟上の攻撃防御の構造

第 5 附随的な検討事項

第 1 趣旨 現行 168 条の改正については、部会資料 31 において、下掲の二つの案が提示されている。

〔甲案〕支分権である定期給付債権の最後の弁済がされた時（一度も弁済されていない場合には第 1 回の弁済期）から一定の長期の期間（例えば 10 年間）行使しないときとする。

〔乙案〕支分権である定期給付債権（すでに弁済されたものを除く。）の最初の弁済期から一定の長期の期間（例えば 10 年間）行使しないときとする。

定期金基本債権は、支分権である定期給付債権について弁済があることを契機として時効が障害されることとなる。このような法律関係処理を〈弁済による時効障害の思想〉とよぶとするならば、このこと自体は、甲・乙の両案に共通する。

しかし、甲案は、この弁済による時効障害の思想を粗放な仕方で表現するものであると評価せざるをえない。問題は大きく分けて二つあり、第一は、弁済により障害された時効が再進行を開始する時点が、その弁済がされた時であるとされることからくる問題であり、こちらのほうが本質的な問題である。第二は、その再進行の開始時点が、案文の表現において“最後の”弁済であるとされことからもたらされる問題であるが、こちらのほうは、法文起草の工夫や解釈運用の努力で適正な解決を得ることもできなくはない。

第 2 各案の評価 この意見書は、骨子として、以上のことを説明しようとするもので

あり、敷衍するならば、ここで提示しようとする甲・乙の案のそれぞれの評価は、つぎのようなものである。

1 甲案の評価 甲案には、つぎの二つの問題があると考えられる。

(1) 起算点の規律のうち「最後の」という部分の問題 第一に、本来、ここで論点として考察されるべきであることは、時効期間の特例を設けるか、ということであると考えられる。ところが、最後の弁済から 10 年という規律は、起算点が、単に弁済があったこととされているのではなく、最後の弁済とされているため、時効期間のみならず、その時効期間が経過するあいだ時効障害事由が存在しなかったことをも起算点の問題に取り込んで規律しようとしているものとみられるおそれがある。

そのことは、それ自体として甲案の趣旨理解に平明でない要素を持ち込むものであり、また、後述第 3 において詳述するように、訴訟における攻撃防御の構造に関わる問題をもたらす。周知のとおり、時効の抗弁は、弁済の抗弁と共に提出されることも多く、しかも一方における陳述が他方における不利益陳述となる可能性があるなど攻撃防御が錯綜する場面もみられることが、ここでは想起されてよい。

ア 甲案による規律の解釈運用上の工夫の可能性の留保 もっとも、甲案の運用上の解釈としては、時効援用者のほうは単にある期の弁済があったことを主張立証すれば足り、定期金債権者において、その後に更に弁済があり、したがって時効障害事由が存在することを主張立証するという立証責任の分配を考えることもできるであろう。しかし、もしそうではなく定期金債務者が時効の起算点であると主張する時期が最後の弁済であることを主張立証しなければならないとすると、同債務者は、そのあとの弁済をしていないという不利益陳述をせざるをえない立場に陥るし、反対に、それが最後の弁済でないことを定期金債権者が主張立証しなければならないとすると、定期金債権の権利消滅事実が存在することを同債権者の側で主張立証しなければならない、という訴訟展開となる。これらが自然なものと映るか、ということは、一個の問題であると考えられる。

イ 甲案による規律の表現そのものの改良の可能性の留保 この観点から、甲案を改良とするならば、まず、最後の、という要素を起算点の要件から外し、弁済があった時から時効期間を起算するものとし、その弁済があった後に更に弁済があった事実は、一般の時効障害の規範に服せしめて主張立証させることが考えられる。そのような規律のもとでの攻撃防御を顧みて事実認識として描写するならば、たしかに最後の弁済から 10 年の経過により時効が完成することになるが、それは、事態の経過の結果的な描写にすぎない。

また、さらなる徹底した改良の方策としては、最初の弁済期から 10 年が経過した場合は時効が完成することを原則としつつ、その間に弁済があったときは、その弁済の時から時

効が再進行を始める、とする規律の提案に改める、ということも考えられる。このように甲案を改良するならば、つまるところ、甲・乙のいずれの案にあっても、時効を援用する者は最初の弁済期から10年が経過したことを主張し、それに対し定期金債権者のほうで弁済があったことを主張するところまでは、変わるところがない。差異が生ずるのは、弁済があったあとに時効が再進行を開始するのが、その弁済の時であるか、その弁済に係る弁済期の次の弁済期であるか、という点に集約され、甲・乙の二つの案を対比して検討することの意義は、きわめて明快に整理されることになる。

(2) 起算点の規律のうち「弁済」という部分の問題 第二に、起算点をなす事実が弁済であるとされることに関わる問題も検討される必要がある。検討されるべきである問題は、大きく二つに分かれる。すなわち、一方においては、弁済期ではなく弁済がされた時期が訴訟上の攻撃防御の対象とされることから生ずる問題（次述ア）があり、他方においては、この規律を背後から支えているとみられる思想として、弁済が時効障害事由であると考えられていることからもたらされる問題（後述イ）である。

くわえて、これら以上に本質的な観点として、ある期について弁済があったあと再び時効が進行を始める時期に関する解決の合理性ということ（次述ウ）にも注意を払っておきたい。

ア 弁済時期が主要事実であるとされることの問題性 弁済は、その時期の認定に微妙な問題が伴う。現行法の承認による時効中断についても同じ問題があるが、時効期間が一般に短期化されることが予想されるなか、ここには、10年近い古い時期の弁済について時期が時的要素をなす仕方で主要事実の一部として認定を要するとされることをどのように考えるか、という問題がある。

たしかに、訴訟の実際において、弁済について十分な立証をすることができない場合には、その弁済がないものとして攻撃防御方法を提出することが通常であるかもしれない。また、弁済があったと認められるものの、その時期が不明である場合には、暦日を特定しない認定などをすることでも足りることがある。弁済時期の点に関する立証が十分でないため時効期間が経過したかどうかは不明であるならば、時効期間の経過が不十分であるとして時効不完成として取り扱えばよい。このように考えてくれば、弁済の時期が訴訟における攻撃防御の対象となることが、受訴裁判所および訴訟当事者の負担を決定的に深刻なものとする、とする評価をすることはできない。

しかしながら、弁済という具体的な事実を起算点とする限り、この点について、いささかの負担を訴訟関係者に生ぜしめることもまた、たしかであり、その限りにおいて、乙案との相対的比較において、甲案には問題があるという評価を避けることが難しいと考えられる。

イ 弁済による時効障害の思想の粗放さという問題 また、最後の弁済から 10 年という発想の背後には、債務者が弁済をすることは現行法でいう承認の時効障害事由と同義であるという意識があるとみられる。しかし厳密に見たときに、主要事実の意味内容として、弁済と承認は同義ではない。そのことは、つぎの二つの問題をもたらす。

(ア) 弁済は常に時効障害事由となるか まず、いうまでもなく、債務者のする任意の弁済は、債務があることを前提としてされるものであり、その債務者の行態の合理的な解釈として、債務を承認する旨の観念の通知であると理解することは、おおすじにおいて誤っていない。従来にあっても、債務の一部弁済は、債務の承認に当たると考えられてきた。しかし、それとて、事例によっては、いま支払をする額しか債務は負っていない、という趣旨で弁済がされることがあり、その場合には、それを残債務の承認とみることは難が残る。まして、いちおう各期の支分権は別の権利であるとみる余地があり、そうすると、ある期の弁済は、その期の支分権の承認であることは疑いがないとしても、その次の期からあとの分、まして更に定期金基本債権そのものの承認であると即断することは難しい。したがって、弁済が定期金基本債権の承認に当たるとみることができるのは、厳密に言うならば、そのような黙示の行態認定を妨げる事実が看取されない場合に限られる。

(イ) 弁済のみが時効障害事由であるか また、上述のとおり、主要事実の意味内容として、弁済と承認は同義ではない。弁済の実行があつたり、弁済の提供があつたり、さらにそのほかの債務の存在を認める明示または黙示の態度表明を内容とする事実の一切が、債務の承認があつたことを推認させたり債務の承認があつたことを基礎づけたりする事実として扱われるものであると考えられる。

ウ 時効の再進行を始める時期に関する解決の非合理性 最後の弁済により既に経過した時効期間が意味を失う際に、甲案においては、いつから時効が進行を再開するか、という問題を考えると、その弁済があつた時から即時に、ということになりそうである。そうすると、定期金債権者は、次の期の弁済期が到来するまで、時効を障害するための具体的な行動に出ることは、實際上考えにくいことになる。

このことは、支分権の弁済期の間隔が小幅である場合は、あまり問題とならないが、たとえばオリンピックのある年の 7 月 14 日が到来するごとに支払う、というような場合においては、時効期間の 10 年のうち最長で 4 年間は、それを停める術が限られることになる。

もとより、その 4 年なら 4 年のあいだに、定期金基本債権の存在確認請求の訴訟を提起して時効を障害することはできるし、また、現行 168 条 2 項の規律は、このような事態への対処を可能とする配慮であるとも考えられる。しかし、確認の訴えを提起することを期待される状況が頻繁に生ずるかもしれないことが適正と評価されるかは疑問であり、また、現行 168 条 2 項には後述第 5 で考察する問題点がみられる。

2 乙案の評価 一般に、定期金債権の発生原因は法律行為であることが多く、また、その支分権である債権の弁済期は、確定期限として定められ、その確定期限は、定期金債権の発生原因である法律行為それ自体を内容とする証書、すなわち処分証書により容易に立証することができるのが、ふつうである。この点に一日の長があるとするならば、乙案は、甲案より優れていると評価することができる。乙案において、時的要素として事実を確定させなければならないものは、弁済がされていない期の弁済期である。弁済それ自体は、それがあったかなかったかが主要事実として確定されることで十分であり、弁済がされていると認められる場合であっても、その時期は、その弁済の事実を特定するのに十分な限度において時的因子として摘示されることでよいのであり、時的要素として確定されることを要しない。

また、乙案においては、ある期の弁済があつて時効が障害されると、ふたたび時効が進行を開始するのは、次の期の弁済期が到来した時であり、その際に定期金債権者が迅速に権利行使をするならば、再進行しようとする時効も容易に障害される。こちらの解決のほうは、現行 166 条 1 項などにより定着して受容されている時効進行開始時の一般的な考え方に親和すると評価することができる。

第 3 甲案における訴訟上の攻撃防御の構造とその問題点 以上に指摘した諸点のうち、とりわけ甲案の問題点を

〔設例〕 X と Y は、平成 11 年 6 月 1 日、Y が X に対し、X が死亡するまで、毎年 7 月 14 日に 80 万円を支払う旨の終身定期金契約を締結した。Y は、同年から平成 13 年まで、それぞれの年の 7 月 14 日に X に 80 万円を支払った。しかし、平成 14 年 7 月 14 日を弁済期とする定期金債権の支払があつたかどうかについては、X・Y 間に争いがある。また、Y は、平成 15 年以降は、定期金の支払をしていない。そこで、X は、平成 23 年 9 月 1 日、Y に対し平成 14 年以降の定期金の支払を請求する訴訟を提起した。

という設例を用いて考察することとする。この訴訟の訴訟物は、

〔訴訟物〕 終身定期基金契約に基づく定期金支払請求権 1 個

であると考えられる(支分権 10 個の客観的単純併合とする見解もありうるかもしれないが、

上述第 2 の 1(2)イ(ア) の論点の考察に若干関わる可能性を除き、本題から離れるから、立ち入らない)。

また、考察の煩瑣を避けるため附帯金のことを視野の外に置くとするならば、請求の趣旨は、

〔請求の趣旨〕

被告は、原告に対し、800 万円を支払え。

となる。問題は、その攻撃防御の構造であり、事実摘示例を示すならば、まず請求原因とそれに対する認否は、

1 請求原因

(1) X と Y は、平成 11 年 6 月 1 日、Y が X に対し、X が死亡するまで、毎年 7 月 14 日に 80 万円を支払う旨の終身定期金契約を締結した。

(2) 平成 14 年から平成 23 年までのそれぞれの年の 7 月 14 日は、到来した。

(3) よって、X は、Y に対し、上記終身定期金契約に基づき、800 万円の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

請求原因 1(1)は、認める。

となる。そのうえで、被告の抗弁を考えることになるが、かりに時効起算点が弁済として最後のものであることを定期金債務者の側が主張立証しなければならないとすると、抗弁は、

3 抗弁（全部抗弁として／消滅時効）

(1) Y は、X に対し、平成 13 年 7 月 20 日、同月 14 日を弁済期とする定期金として、80 万円を支払った。

(2) Y は、X に対し、平成 14 年 7 月 14 日を弁済期とする分から後の定期金の支払をしていない。

(3) 平成 23 年 7 月 20 日は、経過した。

(4) Y は、X に対し、本件の弁論において、上記消滅時効を援用する旨の意思表示をし

た。

4 抗弁（一部抗弁として／弁済）

Yは、Xに対し、平成14年7月25日、請求原因1(1)の終身定期金契約に基づく同年分の定期金として、80万円を支払った。

というものになるが、まず、抗弁3(2)の事実は、被告にとって不利益陳述となる。すなわち、裁判所は、全部抗弁である消滅時効のほうを先に判断することになるが、原告の認否が

5 抗弁に対する認否

抗弁3(1)は、否認する。被告が弁済をしたのは、平成13年の9月になってからである。

同3(2)は、認める。

同4は、否認する。

となる場合は、抗弁3(2)の事実について審判排除効が生ずるとみられかねない、という問題が生ずる。そのようにみなければならぬということになると、それは、抗弁4の事実を認定することができないことを意味する。この帰結は、要するに、被告が全部抗弁のほうの一部の要件事実の主張立証に奏功すると直ちに一部抗弁のほうが潰滅するというものである（前述第2の1(1)の問題、弁済が「最後の」ものであることの主張立証責任を定期金債務者が負うとする場合の問題点）。

もっとも、この点については、このように考察をドラマティックにしてゆく前に、すこし丁寧にみておかなければならない観点もある。なぜならば、自白が成立する攻撃防御方法と、それと矛盾する攻撃防御方法とが並列的に主張される事態は、ときに訴訟の実際において観察されるものであり、それ自体を奇異とすることはできない。訴訟の運営という観点からは、前者について安易に自白の成立を認定することを控え、認否に曖昧さが残ると評価したうえで、その事実が実際に証拠により認定することができるかどうかを判断したうえで、いずれの攻撃防御方法を主張させて採用するかを最終的に見定める、といった工夫をすることは、ありうるところであろう。また、そもそも、ここでの抗弁3(2)の事実の主張とその認否は仮定的な性格を伴うものであり、それについて単純に審判排除効を肯定してよいか、も理論的には、やや問題である。したがって、上記のような事態が生ずることが直ちに甲案の致命的な難点であるとはできないと考えられる。

しかし、そのことはまた半面において、いささか輻輳した攻撃防御の展開になるため、

考察を要する錯綜した問題が生ずるということでもあり、その点を甲案の一つの課題として認識しておくことは、あってよい。

なお、このこととは別の種類の問題であるが、抗弁 3(1)の事実を立証するため、被告が書証として、原告が被告に郵便で送った手紙で「残暑お見舞申し上げます。今年も送金をいただき、ありがとうございます。平成 13 年晩夏」という文面のものを提出した場合において、その証明力の評価は悩ましいのではないか。これは、平成 13 年のうちに弁済があつたことを証明するものであることは異論がないとしても、経験に照らし、残暑見舞を 9 月になってから出す者はいるし、その直前に弁済がされたということもありうるから、弁済が 8 月末までにされたことについて確信に達することはできない（前述第 2 の 1(2)アの問題）。

また、反対に、時効起算点として主張される弁済が最後のものでないことを定期金債権者の側で主張立証しなければならないと考える場合は、被告の全部抗弁は、

4 抗弁（消滅時効）

(1) Y は、X に対し、平成 13 年 7 月 20 日、同月 14 日を弁済期とする分の定期金として、80 万円を支払った。

(2) 平成 23 年 7 月 20 日は、経過した。

(3) Y は、X に対し、本件の弁論において、上記消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

というもので十分である。むしろ、基本権たる定期金債権の消滅という事態を回避しようとする原告の側が、

6 再抗弁（時効期間の未経過）

Y は、X に対し、平成 14 年 9 月 20 日、同年 7 月 14 日を弁済期とする分の定期金として、80 万円を支払った。

などとする主張をすることとならざるをえず、しかも、これは、原告の請求の一部を失当とする主張であるから、あわせて原告は、實際上請求を減縮する請求の変更をせざるをえないこととなる（前述第 2 の 1(1)の問題、弁済が「最後の」ものであることの主張立証責任を定期金債権者が負うとする場合の問題点）。このような事態は、訴訟の実際において、ときに観察されるものであるが、しいてこのような局面を産み出す規律が優れていると評しうるか、という問題はあると考えられる。

第 4 乙案における訴訟上の攻撃防御の構造 以上の甲案に関する考察と比較しながら、乙案における攻撃防御を検討するならば、その特徴は、つぎの諸点に見出される。

1 弁済の時期の厳密な立証認定の不要 まず、定期金債務者がした弁済そのものの時期が時的要素として主張立証の対象となることは、ない。乙案においては、弁済がされた最後の弁済期が時効の起算点になるから、ある弁済がされたとき、どの期の支分権の弁済であるかが明らかになることでよい。したがって、「残暑お見舞申上げます。今年も送金をいただき、ありがとうございます。平成 13 年晩夏」という文面の手紙が報告文書たる書証として提出されるとき、裁判所は、平成 13 年夏ころ、同年 7 月 14 日を弁済期とする支分権たる定期金債権が弁済された、というふうに認定することができるし、それで十分である。

2 定期金債権者の側が弁済の主張立証をすることとなる局面の評価 ただし、乙案のもとにおいても、時効の起算点を遅らせるため、定期金債権者の側が、ある期の弁済を受けていたことを進んで主張立証する状況に追い込まれることがありうる。しかし、そのこと自体は、すでに指摘したように、甲案についても起こりうることであり、また、同じく甲案の評価において明らかにしたように、決定的に深刻な問題ではないと考えられる。

第 5 附随的な検討事項 以上が現行 168 条 1 項の改正に関する検討であるが、附随的に同条 2 項についても考察を添えておく。同項の規律は、稚拙であると言わざるをえない。「承認書の交付を求める」ということが、物の給付を請求する権利を言うものであるか、あるいは、意思表示に準ずる観念の通知の給付を求める権利である、は明瞭でない。また、今日の観点から言うならば、「承認書」は書面でなければならないか、電磁的記録でもよいか、という点を検討しなければならない。

このような問題点を抱える同項の見直しは、避けることができない論点である。ひとつの考え方として、1 項について乙案を採用することを前提として、それによる規律が現行 2 項の需要をほぼ解消するものであるならば、現行 2 項の規律を廃することも考えられる。